

苫小牧市給付費等請求管理システム導入業務に係る質問・回答一覧

No.	質問事項	質問事項の内容	回 答
1	1 仕様書 2 契約期間	<p>「苫小牧市給付費等請求管理システム導入業務委託」の提案限度額に、導入費と令和8年4月1日から令和9年3月31日のライセンス料が含まれていると認識しております。</p> <p>履行期間及び契約期間は令和8年3月31日との記載ですので、令和8年4月1日以降の運用保守業務及び契約については、事業者決定後に別途協議する方針という認識で合っておりますでしょうか。</p>	<p>令和8年4月1日以降の運用保守については、仕様書「9 運用保守」の記載内容に基づき行っていただくことを想定しておりますが、事業者決定後に別途協議の上、令和8年度の運用保守に関する協定書を作成する予定です。</p> <p>なお、今回の導入業務で発行いただく令和8年度分のライセンスについては、仕様書「5 業務内容」(2)において「ライセンスの有効期間内における運用・保守を含む」と規定していることから、追加の費用発生は想定しておりませんので、御承知おきください。</p>
2	1 仕様書 2 7 システム要件 (3) 非機能要件	<p>イ セキュリティ要件</p> <p>(ウ) 「苫小牧市リモートメンテナンスの許可等に関する要領」及び「リモートメンテナンス導入ガイドライン」を遵守すること</p> <p>上記の記載について、要領およびガイドラインは、オンプレミス、ハウジング、ホスティングのシステム導入に関するものかと存じます。</p> <p>今回、クラウドを通じて提供するSaaS形式のサービスのご提案を検討しておりますが、SaaS形式のサービスの場合は本要領およびガイドラインについては適用対象外という認識で合っておりますでしょうか。</p>	<p>当市の当該ガイドラインは令和3年度に策定されたものであり、クラウド利用サービスに関しては適用範囲外と記載しておりますが、総務省が策定している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においては、改定により「統括情報セキュリティ責任者は、保守又は診断のために、外部の通信回線から内部の通信回線に接続された機器等に対して行われるリモートメンテナンスに係る情報セキュリティを確保しなければならない。また、情報セキュリティ対策について、定期的な確認により見直さなければならない。」との記載が追加されているところです。</p> <p>当市としましては、国の改定内容を踏まえ、SaaS形式のサービスについても当該要領及びガイドラインを遵守いただくこととしております。</p>
3	1 仕様書 2 9 運用保守 (4) システム保守	<p>キ 「こども家庭庁が開発検討している全国共有のシステム「施設管理プラットフォーム」がリリースされ移行が必要な場合には、その移行に係るシステム作業についてサポートすること」</p> <p>上記の記載について、移行に係る作業の内容が明確でないことから、サポートの範囲については、別途協議のうえ決定させていただく方針で相違ないでしょうか。</p>	御認識のとおり、必要となった際に別途協議いたします。

苦小牧市給付費等請求管理システム導入業務に係る質問・回答一覧

No.	質問事項	質問事項の内容	回 答
4	仕様書 9 運用保守 (6) 業務引継ぎに関する事項	<p>具体的な支援内容や資料の内容については、別途協議のうえ決定させていただく方針でよろしいでしょうか。</p> <p>業務内容の通り導入完了と併せて納品物として操作マニュアル等を納める想定ですが、受託者に権利が帰属する内容の取扱いを含め、貴市または新規システム提供事業者のご要望をすべて満たすことが難しい場合がございます。</p> <p>ご要望内容を踏まえて対応可否の判断、場合によっては別途お見積りのうえでの対応とさせていただきます。</p>	御認識のとおり、必要となった際に別途協議いたします。
5	別紙 機能要件一覧 No.201～215	<p>「地域子ども・子育て支援事業」「保育対策総合支援事業」は、国の要綱および様式等に基づいた運用をされている認識で相違ございませんでしょうか。</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業の延長保育事業、保育対策総合支援事業の保育体制強化事業については、国要綱に基づいた補助基準、単価にて運用を行っております。</p> <p>なお、システムから出力される帳票に合わせて、市の補助要綱に定める様式を修正することを想定しておりますことから、事業者決定後に出力帳票等を確認させていただきますが、現時点ではシステムのカスタマイズは想定しておりません。</p>
6	別紙 機能要件一覧 No.149	<p>機能要件一覧 最下部      「(注) 処遇改善等加算については、令和7年度の制度改正に不明点が多いため、令和6年度までの制度内容に基づき機能要件を定義していますが、No.146のとおり令和7年度の制度改正に対応することを要件とします。」</p> <p>機能要件内最下部の上記記載について、「No.146のとおり」ではなく「No.149のとおり」という認識で相違ないでしょうか。</p>	御指摘のとおりですので、訂正いたします。